

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条に規定する社会福祉法人米山寮の評議員及び役員の報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 この規程でいう特定役員とは、理事長及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 理事及び監事に支払う年間報酬総額の上限額は900,000円とする。

2 評議員及び役員には以下の各号により報酬を支払うことができる。

(1) 特定役員の報酬の上限額は別表1に定めるとおりとする。

(2) 役員等が評議員会及び理事会に出席した場合は無報酬とする。

(3) 特定役員以外の役員等が評議員会及び理事会の出席を除いて、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合に支払う報酬及び実費弁償費の総額の上限額は日額10,000円とする。

(通勤費及び交通費)

第4条 役員等の通勤費及び交通費は職員給与規程別表6-1及び6-2に拠り、その20分の1を1回ないし1日の額として支払う。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設及び法人の職員を兼務している役員は、この規程を適用しない。

(支払う場合の措置)

第7条 この規程を適用し報酬等を支払う場合は、予め評議員会の承認を得るものとする、ただし、理事長が評議員会開催を待たずに支払う必要があると認めた場合は、速やかに評議員会に報告し承認を得なければならない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1 特定役員の報酬（上限額）

名 称	報酬の形態及び額	実費弁償費
理 事 長	月 額 50,000円	実費相当額
監 事	日 額 10,000円 (4時間未満は半額)	実費相当額

別表2 出張旅費（上限額）

旅 費	宿泊費	報酬日額	実費弁償費
実 費	17,000円	10,000円	実費相当額